

## 国保中央病院 6 階病棟改修工事設計業務委託公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和 3 年 11 月 25 日

国保中央病院組合  
管理者 森 章浩

### 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

#### (1) 委託業務名

国保中央病院 6 階病棟改修工事設計業務

#### (2) 委託業務の内容等

別紙、国保中央病院 6 階病棟改修工事設計業務委託仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約終了後から令和 4 年 3 月 31 日までとする

なお、本工事の開始時期については、令和 4 年度を想定しているが、現在 6 階病棟が新型コロナウイルス感染症患者専用病棟となっており、工事の開始は新型コロナウイルス感染症の流行が収まっている必要があるため、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、工事開始時期が決定されることとなる。

#### (4) 履行条件

本公告、国保中央病院 6 階病棟改修工事設計業務委託公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

#### (5) 履行場所

国保中央病院及び本業務遂行に必要と考えられる場所とする。

### 2 応募資格

このプロポーザルの応募資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 奈良県、川西町、三宅町、田原本町又は広陵町(以下「4町」という。)のいずれかにおいて取扱営業種目で「建築設計業務」に関する入札参加資格業者登録しているものであること。
- (2) 公告日現在において、国保中央病院組合、奈良県又は4町のいずれにおいても指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行できる財務基盤を有すること。
- (4) 業務の内容を完遂することのできる人員・組織体制を擁する事業者であること。
- (5) 業務責任者は、国保中央病院を随時訪問できること。また、電話、ファクシミリ、電子メール等を活用して、即時対応できる体制がとれること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし会社更生法に基づき再生手続き開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく更生手続き開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続き開始決定がなされている場合を除く。
- (8)民事執行法(昭和54年3月30日法律第4号)による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (9)公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者。
- (10)次のいずれにも該当しない者であること。
- ①役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者。
  - ②暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
  - ③役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
  - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
  - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (11)本業務の管理及び統括等を行う管理技術者を配置できること。管理技術者の資格要件は、本事業のプレゼンテーション実施日以前に3ヶ月以上の雇用関係(代表者可)にある、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士とする。

### 3 業務委託者の選定方法

国保中央病院組合は、国保中央病院6階病棟改修工事設計業務の受託者を選定するにあたり提案者を公募し、参加申込書を提出させ資格審査を行ったうえ、業務提案書及び見積書の提出を求め、プレゼンテーションを実施する。なお、受託予定者の選定にあたっては、業者提案評価委員会を設置し、当該委員会の審査結果で評価点が6割以上かつ最高点を獲得した者を本業務の受託予定者として決定する。

プロポーザルへの参加を希望する場合は、所定の参加申込書及び業務提案書等を期限までに提出すること。

なお、応募多数となった場合は、業務提案書による一次審査の実施やプレゼンテーションの時間の短縮を行うことがある。

#### 4 実施日程

説明書及び仕様書等の交付開始	令和3年11月25日(木)
参加申込書の提出期限	令和3年12月7日(火)
質問票の提出期限	令和3年12月3日(金)
質問票の回答日	令和3年12月6日(月)
参加決定通知日	令和3年12月8日(水)
業務提案書の提出期限	令和3年12月20日(月)
プレゼンテーションの実施日	令和3年12月23日(木)
選定結果通知日	令和3年12月27日(月)
契約締結日(予定)	令和3年12月28日(火)

#### 5 説明書及び仕様書等の入手方法

国保中央病院ホームページよりダウンロードすること。

URL <https://www.kokuho-hp.or.jp/>

#### 6 提出書類及び提出先

(1)参加申込書 1部、その他説明書に定める書類一式

(2)業務提案書及び見積書

業務提案書については正本1部・副本10部、見積書については封印したものを1部提出のこと。

(3)提出先

〒636-0302

奈良県磯城郡田原本町宮古404-1 国保中央病院 経営管理課

#### 7 プレゼンテーション

1社あたり15分以内のプレゼンテーションと概ね10分程度の質疑応答を実施する。具体的な日時及び場所については追って通知する。

#### 8 選定結果の通知等

(1)提案者への通知

受託予定者として選定された者に対しては選定通知書により、その他の者に対しては、その旨通知する。

(2)通知日

令和3年12月27日(月)

(3)契約の締結

国保中央病院組合は、業務提案及びプレゼンテーションの内容について受託予定者と確認・協議のうえ、委託契約を締結する。

## 9 その他

### (1) 契約保証金

国保中央病院組合契約規則第26条、第27条の規定による

### (2) 契約書作成の要否

必要とする

### (3) 業務提案書等の提案者に要求される事項

提案者はプレゼンテーション前日までの間において国保中央病院組合から提案書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### (4) 当公告に示した応募資格のない者の提出した業務提案書及び見積書は無効とする。

### (5) 契約の不締結

受託予定者決定後、契約締結までの間に、次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとする。

①2の(10)の①から⑤に該当する者であると認められたとき。

②営業活動に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が2の(10)①から⑤に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

③この業務の履行に係る下請契約等において2の(10)①から⑤のいずれかに該当する者を相手方とした場合において、(上記②に該当する場合を除く。)国保中央病院組合が下請け契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

### (6) 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(5)①から③までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、延滞なくその旨を国保中央病院組合に報告せず、若しくは警察に届け出がなかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は国保中央病院組合契約規則第32条の損害賠償金を納付しなければならない。

### (7) 問い合わせ先

〒636-0302

奈良県磯城郡田原本町宮古404-1

国保中央病院 経営管理課

電話:0744-32-8800      FAX:0744-32-8811